



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ コ ス
代表者の役職氏名 代表取締役社長 平 邦 雄
(コード番号：7520 東証第一部)
連絡者の役職氏名 常務取締役 村山 陽太郎
(TEL 042-546-3711)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、「内部統制基本方針」の改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的
平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、本方針を改定するものであります。
2. 改定の要旨
 - (1) 「当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制に係わる規定」の充実、具体化
 - (2) 「監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係わる規定」の充実、具体化
3. 改定後の「内部統制基本方針」
改定後の「内部統制基本方針」は以下の通りです。
(主な改定部分に下線を引いております。)

内 部 統 制 基 本 方 針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社及び子会社からなる企業集団(以下、当社グループ)という。)の内部統制システム構築の基本方針を決定する。

1. 当社グループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の社是(「正しい商売」)・社訓に加え、広く法令及び定款の遵守を当社グループ各社の取締役・従業員等の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
 - ② その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、人事部と連携をとりつつ取締役・従業員等の教育等を行う。
 - ③ 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制を監査し、定期的にと取締役会に報告する。

- ④ 法令及び定款上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、ホットラインを設置・運営する。
 - ⑤ 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう当社グループの取締役・従業員等は毅然とした姿勢で事に当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損わぬよう行動する。
2. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - ③ 文書管理規程は、必要に応じ見直し・改善をはかる。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 想定される各種リスクについて、各担当部門が関連規程に基づきガイドラインや手続書を制定し、必要に応じ研修等を実施しつつ、リスク管理体制を確立する。組織横断的リスクの全社的対応は総務部が行う。
 - ② 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締役に報告する。
 - ③ 当社及び当社グループ各社の取締役会は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の改善に努める。
 - ④ 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。
4. 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ各社の取締役会は、当社グループ各社の取締役・従業員等が共有する全社的目標として毎期初に各部門毎に売上、利益、費用（経費・コスト）に関する数値目標を設定し、管理会計手法による月次目標の達成度を見直し、結果を還元することにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
 - ② 当社は、子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社及び連結子会社は、月次開催のグループ社長会を通じて企業集団の業務の適正性を確保する体制をとる。
 - ② 連結子会社の社長は、隔週開催の経営会議及び月次開催の取締役会に出席し、営業実績、営業施策の状況ならびに財務状況を報告する。
 - ③ 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的な結束を図り、経営戦略の共有と具体的展開を図るものとする。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、内部監査室所属の従業員及び監査役が指名した従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関して取締役等の指揮命令

を受けないものとする。また、それにより当該従業員が不利益をこうむることはないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社及び企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づくホットラインによる通報状況とその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- ② 監査の実効性を担保するため、監査役会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ③ 監査役会は、内部監査室、会計監査人と緊密な関係を図り、監査の実効性を確保する。
- ④ 監査役が職務執行について生じる費用の支払を求めた場合は、速やかに当該費用の支払を行う。

以 上